

民法 724 条後段の適用制限・再考

——カネミ油症訴訟ならびに幼少期の性的虐待を
原因とする PTSD 訴訟を契機として——

久須本 かおり

1. 問題の所在

民法 724 条後段の 20 年という期間の法的性質については、最高裁平成元年 12 月 21 日判決（民集 43 卷 12 号 2209 頁）が法的性質論に言及して判例統一を図って以来、判例は一貫して除斥期間説に立つ。もっとも、右判決の帰結が、被害者を切り捨て、正義や衡平に反する著しく不当なものであるとして学説から痛烈な批判を浴びたことから、その後の判例においては、724 条後段の性質論とは別に、時効の停止の規定を援用する、あるいは起算点を損害発生時と捉えることで除斥期間の経過を阻止する、などといった手法によって、事案の具体的処理において被害者救済を図ろうとする努力が多くみられるところであり、その理論構成については様々な意見があるものの、724 条後段の適用を制限して不当な結果を回避しようとする判例の帰結に対しては批判のないところである。

このような中で、平成 23 年 3 月と 4 月に、除斥期間の経過を理由として被害者の請求を否定する二つの地裁判決が出された。いずれの判決も公表されていないが、新聞記事の内容から知る限り、単純に除斥期間の経過を

理由として被害者の請求を否定することは不当な事案のように思われる。

そこで、本稿は、これらの地裁判決が、最高裁平成元年判決以降の判例の流れの中でどのように位置づけられるのか、先例の中で展開された被害者救済の手法をもってしても、右地裁判決における被害者の請求を否定するという帰結は避けられないものであったのか、そうであるとすれば、どのような法律構成によれば被害者救済を図ることができるのかを検討することを目的とする。また、この検討とあわせて、現在進められている債権法改正作業の議論も踏まえ、724条後段の今後のあり方についても考えたい。

なお、筆者はかつて別稿にて、最高裁平成21年4月28日判決（判時2046号70頁）に関連して724条後段の適用制限について考察したが、本稿で取り上げる地裁判決を検討するにあたっては、そこで示した私見の当否についても再考する必要があると考える。もっとも、最高裁平成元年判決以降の判例の展開や学説状況については、右別稿でも取り上げており、また詳細に検討された先行業績も多々あることから、個々の判例の詳細な紹介・分析はそれらに譲ることにして、本稿では平成25年の地裁判決を検討するに必要な限りで取り上げることとする⁽¹⁾。

2. 判例の流れと到達点

最高裁平成元年12月21日判決以前は、724条後段の20年の期間を除斥期間とする判決と時効期間とする判決とが混在した状態が長く続いていた。最高裁は、既に昭和54年には、農地の違法な買収に関する国家賠償訴訟において、民法724条後段の期間を除斥期間と解した原判決を是認する判決を出していたものの⁽²⁾、例文判決であったためか先例として尊重されておらず、その後の下級審判決も分裂が続いていたのであった⁽³⁾。

このような状況を解消すべく打ち出されたのが先に挙げた最高裁平成元

年判決である。事案は、1949年に山中で発見された米軍の不発弾の処理作業に伴う山林防火活動に従事し、不発弾の爆発により重傷を負った原告が、市役所や県庁等を訪ねて被害の補償を求めたが、責任の所在が明らかにならず、事故から28年10ヵ月あまりを経過してようやく国家賠償法に基づく損害賠償を求めて提訴したというものである。最高裁は、724条後段の20年の期間は除斥期間であり、不法行為を巡る法律関係を速やかに確定するために、被害者側の認識如何を問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものと解した上で、存続期間が経過すれば請求権は当然に消滅するのであって、当事者の援用は必要のない性質のものであるから、一方当事者が期間の経過を抗弁として主張することをもって、これを信義則違反や権利の濫用ということは

(1) 久須本かおり「民法724条後段の適用制限について」愛知大学法経論集第183号(2009年)63頁以下参照。除斥期間に関わる総合的な研究のうち、比較的新しいものとして、椿寿夫ほか「特集—除斥期間の展開」法律時報72巻11号(2000年)4頁以下、松本克美「時効と正義」(2002年)、手塚一郎「民法724条後段の法的性質(1)~(6)」早稲田大学大学院法研論集102号286頁、103号310頁、104号222頁、107号264頁、111号324頁、130号245頁(2002~2009年)、新井敦志「日本民法の除斥期間に関する予備的考察(1)(2)」立正法学論集69号35頁、70号(2004~2005年)63頁、椿寿夫・三林宏編「権利消滅期間の研究」(2006年)57頁、松久三四彦「民法724条後段の起算点および適用制限に関する判例法理」『損害賠償法の帰責と展望(山田卓生先生古希記念論文集)』(2008年)、金山直樹「時効における理論と解釈」(2009年)、仮屋篤子「除斥期間の適用制限についての一考察(1)(2)」名古屋学院大学論集社会科学篇46巻3号53頁、47巻4号83頁(2010~2011年)などがある。

(2) 最判昭和54年3月15日。

(3) 時効期間説に立つことを明示する判決として、東京地判昭和5年9月28日判時1017号34頁(日本化工クロム労災訴訟)、名古屋地判昭和60年10月31日判時1175号3頁、大阪地判昭和62年9月30日判時1255号45頁(いずれも予防接種ワクチン禍訴訟)。

きないとして、結論的に原告の請求を否定した。この事件では、事故後に警察が作成した被害調査書に、国の責任を回避するような虚偽の内容の記載がなされたため、責任の所在が不明確になり原告の救済が図られなかったという事情があったことが原審で明らかにされていたこともあって、原告に対する同情の声も多く、請求権消滅を画一的に決する最高裁の硬直的な態度に対しては、学説から多くの批判が浴びせられた。そして、学説においては、この判決を契機として、従来通説と目されてきた除斥期間説による画一的処理と、その結果としての被害者保護の一律な切り捨てを反省する形で、消滅時効説が強く主張されるようになったのである。

一方、判例上は、平成2年に、不法行為時から41年後に提訴した事案で、平成元年判決を引用して請求を否定する最高裁判決が出されたことから⁽⁴⁾、その後は下級審においても除斥期間説で統一されていくことになる。しかしながら、一部の下級審判決では、加害者が除斥期間の経過を主張していないことをもって除斥期間の経過による利益の放棄を認定する、あるいは加害者が訴訟上除斥期間の経過の事実を主張することは権利の濫用にあたるなど、除斥期間の適用を否定した判決もみられた⁽⁵⁾。

こうした学説や下級審判決の動向を受けて、最高裁平成10年6月12日判決（民集52巻4号1087頁）は、原告が予防接種法に基づいて受けた痘瘡の集団接種により重度の障害を負ったことについて国を提訴したが、提訴の時点では摂取時から22年経過していた事案（予防接種禍集団訴訟）において、724条後段の期間を除斥期間であるとする平成元年判決の立場を確認した上で、次のような理屈で原告の請求を認めた。すなわち、時効の停止の規定である民法158条の趣旨が、無能力者が法定代理人を有しない

(4) 最判平成2年4月6日裁民159号199頁。

(5) 大阪高判平成6年3月16日判時1500号15頁、京都地判平成5年11月26日判時1476号3頁、東京地判平成4年2月7日判タ782号65頁。

場合には、時効中断措置をとることができないため、時効の完成を認めるのは無能力者に酷であることにあるところ、不法行為の被害者が、不法行為の時から 20 年を経過する前 6 ヶ月以内において、右不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合には、20 年を経過する前に不法行為に基づく損害賠償請求権が行使できないまま請求権が消滅し、加害者は損害賠償義務を免れることになり、著しく正義・衡平の理念に反することから、民法 158 条の法意に照らし、724 条後段の効果は生じないと解するべきであるとした。

平成 10 年判決は、平成元年判決の枠組みを前提としつつも、正義・衡平の理念から除斥期間の適用例外を認めたものであり、平成元年判決の画一的・硬直的論理に一石を投じるものとして、学説から高く評価された。もっとも、右判決の射程については、最高裁判所が除斥期間に時効の停止規定を類推適用したと解する見解もあるものの⁽⁶⁾、春日最高裁判所調査官が、「本判決は、一般的に民法 724 条後段の除斥期間に民法 158 条の時効の停止の類推適用を認めたのではなく、本件の被害児のような不法行為の被害者であって不法行為を原因として心神喪失の状況にある者について民法 724 条後段を適用することが正義、衡平の理念に反することから、右の者に限って例外を認めた」と説明しているように⁽⁷⁾、学説上は本判決の射程を限定的に捉える見解が一般的であった。しかしながら、その後の判例の展開は、除斥期間の適用例外を拡張する方向で進み、平成 10 年判決はその契機となったといえる。加えて、平成 10 年判決には、河合伸一裁判官の意見及び反対意見が付されており、これが後の判決や学説に大きな影響を与

(6) 徳本伸一「不法行為を原因として心神喪失の常況にある被害者の損害賠償請求権と民法七二四条後段の二〇年の期間制限」法学教室 222 号別冊付録判例セレクト（1999 年）20 頁。

(7) 春日通良「時の判例」ジュリスト 1142 号（1998 年）91 頁。

えるものとなった。河合裁判官は、724条後段期間を除斥期間と解する理由に疑問を呈しながらも、仮に除斥期間と解し、信義則違反・権利濫用の不問が演繹されるとしても、特段の事情が存在する場合には、具体的正義と衡平の理念から724条後段の適用が否定されると主張するものであるが、こうした考え方は平成元年判決の評釈において既に指摘されていたところであり⁽⁸⁾、それが反対意見として明示されたことにより学説上支持を集める結果となった。そして、学説上の議論の焦点は、次第に724条の法的性質論から、除斥期間説を前提にその適用を制限するための要件論へと推移していくこととなる。

平成10年判決以降も、724条後段が争点となった下級審判決においては、除斥期間の画一的適用を回避しようとする判断が示されている。熊本地裁平成13年5月11日判決(判時1748号30頁)は、平成8年4月1日に廃止されたらい予防法の下で同法11条の国立療養所に入所していた原告らが、国に対し、国家賠償法が施行された昭和22年10月27日から新法の下で厚生大臣が策定・遂行したハンセン病の隔離政策の違法、国会議員が新法を制定した立法行為又は新法を平成8年まで改廃しなかった立法不作為の違法などを理由に、国家賠償法に基づく損害賠償を請求した事案(ハンセン病西日本訴訟)において、除斥期間の起算点の解釈によって被害者保護を図った。すなわち、724条後段期間を除斥期間と解すべき旨を確認した上で、本件における違法行為は、隔離の必要性が失われたにもかかわらず、厚生大臣が隔離政策の抜本的な変更を怠り、国会議員が平成8年まで隔離規定を改廃しなかったという継続的不作為であり、これが終了したのは新法廃止時である上に、これによる被害は、療養所への隔離や、隔離政策によって作出・助長・維持されたハンセン病に対する社会内での差別・

(8) 半田吉信・民商103巻1号(1990年)131頁、大村敦志・法曹時報43巻7号(1991年)111頁など。

偏見の存在によって、社会の中で平穩に生活する権利が侵害され、その損害は継続的・類型的に発生してきたものであって、違法行為終了時において、人生被害を全体として一体的に評価しなければ、損害額の適正な算定ができないと指摘した上で、このような違法行為と損害の特質からすれば、除斥期間の起算点となる「不法行為の時」は、新法廃止時と解するのが相当であるとしたのである。

また、戦後補償訴訟に関する判決として、東京地裁平成 13 年 7 月 12 日判決（判タ 1067 号 119 頁）と福岡地判平成 14 年 4 月 26 日判決（判タ 1098 号 267 頁）があり、この二判決は除斥期間の満了は阻止できないとしても、除斥期間制度の適用の結果が著しく正義・衡平の理念に反する場合、その適用が条理上制限されうるとしたものである。東京地裁平成 13 年判決は、太平洋戦争末期に国の行為によって北海道に強制連行され、強制労働をさせられた原告が、その過酷さに耐えかねて作業場から逃走し、その後 13 年間にわたり北海道の山中での逃亡生活を余儀なくされ、これにより耐えがたい精神的苦痛を被ったとして、国に提訴した事案（劉連仁強制連行訴訟）において、「除斥期間の規定が不法行為を巡る法律関係の速やかな確定を意図しているものであり、基本的には 20 年という時の経過という一義的基準でこれを決すべきものであることは否定できない」としながらも、「本件における除斥期間制度の適用が、一旦発生したと訴訟上認定できる権利の消滅という効果に直接結びつくものであり、しかも消滅の対象とされるのが国家賠償法上の請求権であって、その効果を受けるのが除斥期間の制度の創設主体である国であるという点も考慮すると、その適用にあたっては、国家賠償法及び民法を貫く法の大原則である正義、衡平の理念を念頭に置いた検討をする必要がある」、つまり「除斥期間制度の趣旨を前提としてもなお、除斥期間制度の適用の結果が、著しく正義、衡平の理念に反し、その適用を制限することが条理にもかなうと認められる場合には、除斥期間の適用制限することができる」とした上で、国は自らが行った強制連行

や強制労働に由来した原告の損害について、そのことを明らかにする資料を自ら作成し、一旦は原告に対する賠償要求に応じる機会があったにもかかわらず、結果的にその資料の存在を無視し、調査すら行わずに放置してこれを怠ったものと認めざるを得ないとの具体的判断から、原告の請求を認めたものである。なお、原告側は、除斥期間の起算点について、中国外相が全国人民代表大会で、昭和47年の日中共同声明で放棄したのは国家間の賠償であり個人の賠償請求は含まれないとの見解を示し、補償請求は国民の権利であり政府は干渉すべきではない旨を発言した平成7月3月9日とすべきであること、また、権利行使可能性の観点から、日中平和友好条約が締結された昭和53年10月23日までは損害賠償請求権の除斥期間は進行しなかったことを主張したが、724条後段の20年の起算点が不法行為の時であることは、条文の文言上明らかであり、前段の「損害及び加害者を知ったとき」と比較すると、後段の「不法行為の時」を権利行使可能性の観点から解釈できないこと、原告の権利行使の困難性は、時効停止の各規定に定める一定の事由に該当するとはいえないとして否定されている。

他方、福岡地判平成14年4月26日判決は、戦時中、福岡県の三井三池鉱と田川鉱に強制連行された中国人男性15人（原告ら）が、原告らを騙したり暴行したりするなどして中国から日本に連行し、最長3年7ヵ月間、炭鉱で過酷な労働をさせて賃金も支払わず、戦後も十分な補償を怠ったとして、国と三池鉱山に対し提訴した事案（三井鉱山強制連行訴訟福岡地裁判決）において、国が強制連行・労働の調査報告書を破棄し、その所在が平成5年になって判明したことや、昭和47年の日中共同声明が、個人の損害賠償請求権の放棄も含むかがどうかが不明であったことなどを、提訴の遅れがやむを得ない事情として認定した上、「本件に除斥期間の適用を認めた場合、本件損害賠償請求権の消滅という効果を導くものであることから明らかとなり、本件における除斥期間の制度の適用が、直接、一旦発

生したと訴訟上認定できる権利の消滅という効果に結びつくのであり、取引安全の要請が存しない本件においては、加害者である被告会社に本件損害賠償責任を免れさせ、ひいては、正義に反した法律関係を早期に安定させるのみの結果に帰着しかねない点を考慮すると、その適用にあたっては、正義、衡平の理念を念頭に置いて判断する必要がある」から、「除斥期間制度の趣旨を前提としても、なお、除斥期間制度の適用の結果が、著しく正義、衡平の理念に反し、その適用を制限することが条理にもかなうと認められる場合には、除斥期間の適用を制限することができる」と解すべきである」として、原告の主張を認めたものである。

さらに、同じく戦争に関連して、東京地裁平成 15 年 9 月 29 日判決（判時 1843 号 90 頁）は、旧日本軍が日中戦争中に中国に持ち込んだ毒ガス兵器や砲弾を敗戦前後に遺棄・隠匿し、国がその後も放置していたため、戦後、中国東北部でそれら遺棄兵器による事故が発生し、毒ガス被害者や遺族が日本政府を被告として提訴した事案（旧日本軍遺棄独学兵器爆発事件）において、平成 14 年判決と全く同じ法律構成で除斥期間の適用を否定している。

このように、下級審判決においては、除斥期間制度が一旦発生した請求権を絶対的に消滅させるという効果の重大性に鑑み、被害者による権利行使可能性を起算点の要件として組み込み、除斥期間の起算点を提訴時に近づけることによって被害者保護を図ろうとする判例がみられる一方で、除斥期間の性質や起算点については平成元年判決通り厳格に解しつつも、除斥期間の適用を、条理を根拠に制限することにより被害者保護を図ろうとする判例もみられる。特に後者の考え方は、河合裁判官やその他の学説が指摘する考え方に立脚したものといえる。

そして、平成 10 年判決以降現在までに 724 条後段の適用が問題となった最高裁判決としては、最高裁平成 16 年 4 月 27 日判決（民集 58 卷 4 号 1032 頁）、最高裁平成 16 年 10 月 15 日判決（民集 58 卷 7 号 1802 頁）、最高

裁平成 18 年 6 月 16 日判決（民集 60 卷 5 号 1977 頁），最高裁平成 21 年 4 月 28 日判決がある。これらのうち，最後の平成 21 年判決は時効の停止の規定を用いて問題解決を図ったものであるが，それ以外の判決はいずれも除斥期間の起算点の操作によって問題解決が図られたものである。

平成 16 年 4 月 27 日判決は，炭鉱での粉じん作業従事が原因でじん肺に罹患したとする元従業員やその遺族らが，国に対して，企業に規制権限を適切に行使しなかったことを理由として損害賠償を求めた事案（筑豊じん肺訴訟判決）において，加害行為が行われたときに損害が発生する不法行為の場合には，加害行為の時が除斥期間の起算点となるが，「身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や，一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害のように，当該不法行為により発生する損害の性質上，加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には，当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となる」として，じん肺被害を理由とする損害賠償請求権は，その損害発生時が除斥期間の起算点となるとして，被害者救済を図ったものである。

続く最高裁平成 16 年 10 月 15 日判決は，チッソ水俣工場からのメチル水銀を含む排水により汚染された水俣湾又は周辺海域の魚介類を大量に摂取して水俣病に罹患した患者のうち，関西方面に転居した者が，国に対して，水俣病の発生及び被害拡大の防止のために規制権限を行使することを怠ったことを理由に損害賠償を請求した事案（水俣病関西訴訟判決）において，除斥期間の起算点について筑豊じん肺訴訟判決とほぼ同じ議論を展開した上で，結論としては，「本件患者それぞれが水俣湾周辺地域から他の地域へ転居した時点が各自についての加害行為の終了したときであるが，水俣病患者の中には，潜伏期間のあるいわゆる遅発性水俣病が存在すること，遅発性水俣病の患者においては，水俣湾又はその周辺海域の魚介類の摂取を中止してから 4 年以内に水俣病の症状が客観的に現れることなど，

原審の認定した事実関係の下では、上記転居から遅くとも 4 年を経過した時点が本件における除斥期間の起算点となる」として、除斥期間の経過を認めた原審判断を是認している。さらに、最高裁平成 18 年 6 月 16 日判決も、予防接種法に基づく集団予防接種により B 型肝炎を発症した原告らが、注射針の使い回しや、注射器の筒の回しうちにより肝炎が蔓延することが知られていたにもかかわらず、国は費用や手間を惜しんで長い間これが行われていることを黙認してきたことの不作为について損害賠償を求めた事案（B 型肝炎訴訟）において、除斥期間の起算点について上記二判決と同様の見解を示して、除斥期間の起算点を、加害行為（集団予防接種）時ではなく、損害発生（B 型肝炎の発症）時であるとして、一部の原告について除斥期間の経過を否定した。

一方、最高裁平成 21 年 4 月 28 日判決は、殺人事件の被害者の相続人である原告が、被告が殺害行為を実行した後、被害者の遺体を約 26 年間にわたり自宅の床下に隠していたとして損害賠償を請求した事案において、平成 10 年判決と類似の判断枠組みを用いて、724 条後段期間が除斥期間であることを確認した上で、「不法行為により被害者が死亡し、不法行為の時から 20 年を経過する前に相続人が確定しなかった場合において、その後相続人が確定し、当該相続人がその時から 6 箇月以内に相続財産にかかる被害者本人の取得すべき損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときには、民法 160 条の法意に照らし、上記相続財産にかかる損害賠償請求権について同法 724 条後段の効果は生じないと解するのが相当である」として、原告の請求を認めた。160 条が持ち出されたのは、「民法 915 条 1 項により、相続人となるべき者が承認又は放棄をし得る時までは相続人は確定しないというべきであり、被相続人が死亡して相続が開始したが、その死亡の事実が不明のため、相続人となるべき者において相続開始の事実を知ることができない場合にも、相続人が確定しないものとして、民法 160 条が適用になるものと解するのが相当」であり、「不法行為の被害者が殺害

され、遺体を隠匿されるなどしたため、相続人に死亡の事実が20年以上知られないままとなったときは、上記20年が経過する前に不法行為による損害賠償請求権を行使することができないまま、上記損害賠償請求権が消滅することとなる」が、それでは「特定人の死亡の事実が相続人に知られないことになったのが当該不法行為に起因する場合であっても、被害者の相続人は、およそ権利行使が不可能であるのに、単に20年が経過したということのみをもって一切権利行使が許されないことになる反面、殺害を行った加害者は、20年の経過によって被害者に対する損害賠償義務を免れる結果となり、著しく正義・衡平の理念に反する」という理由からである。

以上にみてきたように、判例は、724条後段期間を除斥期間と解する原則を堅持しながらも、除斥期間説の画一的処理によって不当な結果が生じることを回避するために、いくつかの方法を編み出し、具体的事例に応じて使い分けてきたといえ、その方法はほぼ出尽くした感がある。方法としては、第一に、最高裁平成10年判決や最高裁平成21年判決にみられるような、時効の停止の規定を用いることによって除斥期間の満了を阻止するもの、第二に、最高裁平成16年の二判決や最高裁平成18年判決にみられるような、除斥期間の起算点として724条後段が定める「不法行為の時」を損害発生時と捉える、あるいは継続的不法行為の終了時と捉えることで、時効の起算点を後にずらし、除斥期間の満了を否定するもの、第三に、河合裁判官やその他の学説の見解、そして平成10年以降に出された下級審判決でみられるような、除斥期間の満了は否定できないものの、除斥期間制度の適用の結果として権利の消滅を認めることが、著しく正義、衡平の理念に反し、その適用を制限することが条理にもかなうと認められる場合には、除斥期間の適用を制限することができるとするものである。

これらのうち、第一の方法は、時効停止の規定を用いる関係上、停止が認められる場面が個別具体的に列挙されている条文の構造からして適用場面が限定されており、158条から162条が想定している場面に該当しない

事例には対応できない。加えて、時効の停止の規定を用いるべきかどうかを判断するにあたって、最高裁平成 21 年判決は、被害者の権利行使の困難性だけでなく、被害者による損害賠償請求権行使が不可能な状態を作り出した原因が加害者側にあることを要件としているようであり、これも適用場面を狭める要因となる。このように、第一の方法による被害者救済には限界がある。

第一の方法と同様に、第二の方法もまた被害者救済に限界を抱えている。起算点を「損害発生時」に遅らせるという考え方にたった判例の事案は、いずれも「身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合」であることからすると、損害の種類や損害の発生態様がこのようなものではない場合において、同様に起算点を後ろにずらすことは難しいと思われるからである。また、不法行為が継続しているものと捉えて、不法行為終了時点を起算点と捉えることで除斥期間の満了を阻止する方法も、継続的不法行為の事例にしか適用できない。

その意味で、第三の方法は、事案の種類を問わないので最も汎用性の高い方法であるといえるが、除斥期間の適用の可否を、抽象的基準—正義や衡平、条理に反するかどうか—によって判断することになるために、裁判所の裁量の幅が大きく、場当たりの判断がなされる恐れが否定できないし、このような処理を広く認めると、724 条後段期間を除斥期間と解する原則を維持していくことが難しくなる。こうした危惧を反映してか、最高裁では第三の方法により除斥期間の適用を制限した判例は存在しない。

3. 学説の状況

学説の大きな流れとして、初期の学説は起草者の見解に忠実に724条後段を消滅時効と解していたが、次第にこの期間を除斥期間と見なす考え方が主流となっていき、最高裁平成元年判決が出された頃には既に除斥期間説が通説と目されるようになっていたところ、同判決が除斥期間説の画一的適用により被害者の損害賠償請求を否定したことを契機として、除斥期間説に対する批判が高まり、消滅時効説が勢いを増すこととなった。しかしながら、最高裁平成10年判決が出された頃から、724条後段が消滅時効か除斥期間かという法的性質論から、同期間における権利消滅を制限する要件は何かという要件論に議論の焦点が移り始め、除斥期間説に立つ学説のみならず、消滅時効説を支持する学説の多くも、自説はともかく、判例が維持し続けている除斥期間説を前提とした上で除斥期間の適用制限を論ずるようになった。

このように、消滅時効説と除斥期間説の対立は既に過去のものとなっており、その内容を紹介することにあまり意味があるとは思われないので、両説の詳細については先行業績や別稿に譲ることとし⁽⁹⁾、ここでは現在の到達点であるところの、除斥期間の適用制限の要件論について、どのような見解が展開されているのかを簡単に紹介するに留めよう。

半田吉信教授は、信義則違反や権利濫用法理により時効の援用を制限した判例群の分析から、除斥期間の適用制限の要件を抽出しようと試みている。半田教授によると、時効の援用が制限される場合として、①義務者が義務を履行するかのような態度を示し、これを信頼して権利者が敢えて権

(9) 消滅時効説と除斥期間説の詳細については、久須本・前掲注1・71頁以下参照。

利行使をしないでいたのに、時効期間や除斥期間経過後に義務者が時効の援用や除斥期間の適用を主張するような場合（信託作出型）、②債務者が債権発生的事实を故意に隠匿するために虚偽の事実を述べたり、虚偽の事実を加功したりして請求権行使を事実上妨げた場合（妨害型）、③諸般の事情により債権者が事実上訴えを提起できない又は訴え提起が期待できない事情にあった場合に、債権者の保護の必要性が大きくかつ同じ条件にある他の債権者が債務の弁済を受けている等の事情があって、債務の履行の拒絶を認めるのが不当ないし不公平な場合、が挙げられるとして、このような場合に個別具体的事情の考量を通じて広く信義則による時効援用の制限を肯定していくべきであると主張する。これに対して、時効の効果の画一性から、時効の適用を信義則や権利濫用で排斥するのは、信託作出型や妨害型のように、権利者の権利不行使への義務者の関与が認められる場合に限られるべきであるとする有力説も存在する⁽¹⁰⁾。

一方、松本克美教授は、半田教授の主張するような場合に限定せず、個別具体的な事情の衡量を通じて、いかにも当事者間の衡平に反し、不正義と感じられる場合には広く信義則による適用制限を肯定していくべきであるとする。すなわち、権利不行使につき「権利の上に眠る者」との評価が妥当せず、義務の不履行が明白で時の経過による「攻撃防御・採証上の困難」がなく、権利の性質や加害者と被害者の関係などから、時の経過の一時によって権利を消滅させる「公益性」に乏しい場合には、むしろ積極的に時効援用・除斥期間の適用制限をすべきであると主張する⁽¹¹⁾。石松勉教授も、松本教授とほぼ同じ主張をしており、除斥期間制度を機械的、形式的に適用することが客観的にみて除斥期間制度の射程距離を遙かに超えて

(10) 半田・前掲注 8・151 頁。有力説として、谷口知平「権利濫用の効果」末川先生古希記念・権利の濫用（上）（1962 年）102 頁、内池慶四郎・判評 217 号（1977 年）17 頁。

(11) 松本克美・法時 870 卷 11 号（1998 年）94 頁。

しまい、本来的趣旨の全く機能しない状況を作り出し、これをそのまま認めることが著しく具体的正義・実質的衡平に反する場合には、信義則や権利濫用が活用されるべきであるとする⁽¹²⁾。

4. 平成 25 年の二つの地裁判決

以上の判例ならびに学説の状況を踏まえて、以下では、平成 25 年の二つの地裁判決を分析する。まずは、各判決の内容を新聞報道から知りうる限りで紹介し、先例が編み出した除外期間の適用制限の手法では処理できない特殊性がどのような点にあるのかを明らかにした上で、被害者救済のためにどのような解釈論を展開すべきかを検討する。

(1) 福岡地裁小倉支部平成 23 年 3 月 21 日判決

① 事案と判決内容⁽¹³⁾

本件は、1968 年に発生した国内最大の食品公害とされる「カネミ油症事件」の認定患者 55 人が、原因企業であるカネミ倉庫などに 1 人 1100 万円の損害賠償を求めた訴訟である。カネミ油症事件とは、福岡県北九州市小倉地区にあるカネミ倉庫株式会社で作られていた米ぬか油「カネミライスオイル」の製造過程で、脱臭のために熱媒体として使用されていた PCB が、配管作業ミスで配管部から漏れて米ぬか油のタンク内に混入し、これが加熱されダイオキシンに変化したもので、ダイオキシンの混入したライスオ

(12) 石松勉「不法行為を原因として心神喪失の常況にある被害者の損害賠償請求権と民法 724 条後段の除外期間」岡山商大論叢 35 卷 1 号 (1999 年) 208 頁。

(13) 2013 年 3 月 22 日日本経済新聞西部朝刊社会面 17 頁、全国公害弁護団連絡会議「カネミ油症新認定訴訟について」<http://www.kougai-net.com>, , 2013 年 5 月 25 日 NHK ETV 特集「毒と命～カネミ油症 母と子の記録～」。

イルを摂取した人々に、顔面などの色素沈着や塩素痤疮等の肌の異常、頭痛、手足のしびれ、肝機能障害などの難治性の症状を引き起こし、被害者は 1 都 2 府 8 県で 1 万 4320 人、死亡者 50 人に達する大惨事を引き起こしたものである。カネミ油症の認定は、都道府県と指定都市が行っており、その認定基準は、厚生労働省の所轄組織である全国油症治療研究班（九州大学医学部を中心とする研究グループ）が定めるとされている。カネミ油症事件は、国内で初めて PCB を経口摂取した食品被害事件であり、科学技術の進歩により 20 年も後になってダイオキシン中毒事件であることが判明したもので、未だにダイオキシン類が患者の体内で症状を引き起こすメカニズムは明らかではなく、確たる治療法も確立されていない。このような状況において定められた当初の認定基準は当然のことながら十分なものではなく、被害を訴えた患者 1 万 4320 人のうち、油症と認定されたのは症状が顕著であった 1857 人のみと少数であったこと、認定の基準が当初から皮膚症状に偏ったものであり、同一家族内で、同じようにライスオイルを摂取しているにもかかわらず、皮膚の症状の違いのみによって認定・不認定が分かるといったように、被害者にとって基準が曖昧なものであったことから、認定基準に対して非難が集まり、2004 年 9 月になってようやく、血液中のダイオキシン濃度を検査項目に加えた新認定基準が発表された。早い段階で油症患者と認定された被害者らは、1986 年までに提訴し一定の被害救済を受けており、新認定患者も認定後は旧認定患者と同様の救済を受けているが、本件は、新認定基準に基づいて新たに油症認定を受けた被害者らが、認定前に自己負担した医療費の賠償などを求めて提訴したものである。

福岡地裁小倉支部は、まず、不用意な設備の改造で、PCB を米ぬか油に混入させ、混入を察知することができたのに、気付かずに出荷した点で、カネミ倉庫に過失が認められること、また、原告らはいずれもカネミ油症患者と公的認定された者で、PCB が混入した米ぬか油を摂取した事実は証

明されており、米ぬか油を摂取して油症を発症したとする因果関係も認められることから、原告らはカネミ倉庫に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を取得したことは明らかであるとした。

しかしながら、原告らの損害賠償請求権は1969年12月31日から20年が経過した1989年12月31日に除斥期間の満了により消滅したとして、原告らの請求を棄却した。724条後段の期間の起算点は「不法行為の時」と規定されているが、これは加害行為時を意味するのであり、本件では原告らがPCBの混入した米ぬか油を摂取した時を加害行為時と見るのが相当であるとして、具体的には、米ぬか油の出荷は1968年2月頃で、同年11月頃までには、ほとんどが消費されたか、使用を中止されたと考えられることから、原告患者が摂取したのは遅くとも1969年内とみられ、起算点は遅くとも1969年12月31日となるとした。

原告らのほとんどが、2004年に診断基準が改定された後に油症と認定された患者であったことから、原告らはカネミ油症認定時を起算点とすべきだと主張したが、判決は、認定前に提訴しても、油症にかかったことの立証は困難で、敗訴の可能性が高かったと考えられ、権利行使が難しかったことは否定できないとしても、立証方法が欠けていることをもって起算点を認定時まで遅らせる根拠とはできないとした。また、原告らは検診の受診やカネミ倉庫への一時金や治療費の請求・受領で不法行為責任を問う意思を明らかにしたので、除斥期間経過前に損害賠償請求権が保存されたと主張したが、判決は、損害賠償請求権の保存のためには、除斥期間経過前に不法行為責任を問う意思を明確に告げる必要があるものの、これらの行為では意思を明確に告げたと理解することはできず、権利は保存されているとはいえないとした。さらに、原告らは、正義、衡平の理念を理由に除斥期間の適用を排除した裁判例を挙げて、本件においても除斥期間の適用が排除されるべきことを主張したが、判決は、本件には加害者の行為により被害者の権利行使が困難となったような事情はなく、除斥期間の適用は

制限ないし排除されることはないとした。

② 分析

この事案において、被害者が除斥期間の満了前に権利行使できなかった専らの原因は、公的機関が定めた旧認定基準によると油症認定を受けることができなかったという事情にある。しかしながら、判旨が指摘しているように、被害者が油症認定を受けることができたかどうかということと、被害者が加害企業を提訴することができたかどうかということは、一応は別の問題であり、本判決は後者の問題を前者の問題とは切り離して 724 条後段を適用したことによる当然の帰結であるといえる。それでは、724 条後段の適用を何らかの方法で制限することができなかったのかという点については、本件で問題となった権利行使の困難性の事情が、158 条から 162 条に列挙されているいずれの場合にも該当せず、かつ認定基準は加害者以外の第三者機関が策定するものであるし、被告に原告らの提訴を妨害する行為はみあたらないことから、権利行使の困難性の原因が加害者に由来するということもできないので、先に挙げた第一の方法、時効の停止の規定を用いることで除斥期間の満了を阻止することは難しい。また、ダイオキシンは「身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質」ではあるものの、油症被害はライスオイルを摂取してすぐに発症しており、「加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合」とはいえないため、第二の方法、除斥期間の起算点を損害発生時と捉えることで起算点を後にずらすこともできない。このように、従来の判例で活用されてきた第一の方法と第二の方法は、本件では採用することができないのである。

では、第三の方法によって被害者を救済することはできないのであろうか。最高裁ではこの方法は採用されていないが、平成 14 年ならびに平成 15 年の三件の地裁判決で示されたこの方法が本件にも妥当するか、具体的

に検討してみよう。右三件の地裁判決のうち、三井鉱山強制連行訴訟はカネミ油症事件と同様、被告が民間企業であるので、この判決を参考にする。

まず、三井鉱山強制連行訴訟判決が示したところの、「本件に除斥期間の適用を認めた場合、本件損害賠償請求権の消滅という効果を導くものであることから明らかなとおり、本件における除斥期間の制度の適用が、直接、一旦発生したと訴訟上認定できる権利の消滅という効果に結びつくのであり、取引安全の要請が存しない本件においては、加害者である被告会社に本件損害賠償責任を免れさせ、ひいては、正義に反した法律関係を早期に安定させるのみの結果に帰着しかねない点を考慮すると、その適用にあたっては、正義、衡平の理念を念頭に置いて判断する必要がある」という点については、カネミ油症訴訟にもそのまま妥当する。

そこで問題は、「除斥期間制度の趣旨を前提としても、なお、除斥期間制度の適用の結果が、著しく正義、衡平の理念に反し、その適用を制限することが条理にもかなうと認められる場合」といえるかどうかである。まず、本件における加害行為の態様と被害状況については、極めて重大かつ深刻なものであったといえる。人体被害が発症する直前に、カネミ倉庫がライスオイルと同じ製造工程で製造したダーク油を使用して作られた配合飼料を食べたニワトリが大量死するという事件（ダーク油事件）が発生していたことから、被告は、PCBがどのような被害をもたらすか予測できたにもかかわらず、漫然とライスオイルの出荷を続けていたこと、しかも、被告工場側は、パイプの接合部からPCBが漏れていることに気付いていたにもかかわらず、そうした人為的ミスを隠し続け、責任を否定する発言を繰り返しており、このミスは裁判の過程でようやく明らかになったという事情からしても、被告の帰責性は極めて大きい。また、被害者の体に蓄積されたダイオキシンは、現在では猛毒物質として知られ、カネミ油症事件発症後、ダイオキシン発生の原因となったPCBの国内販売は禁止になった程であること、ダイオキシンの毒性は時間の経過とともに薄まっていくも

のではなく、損害は永続的で、子や孫に毒性が遺伝するものであって、発がん物質として死亡を引き起こす恐れがあることからすれば、被害者に与えた損害も極めて甚大であるといえる。さらに、本件は国内最大の食品公害事件であるといわれているが、もしダイオキシンの混入したライスオイルが九州地区のみならず全国に流通していたとすれば、すべての国民がその危険に曝される恐れがあった重大事件である。

以上の事実に加え、旧認定基準に照らして本件原告らの症状が油症と認定するに足りないものであったのは、PCB やダイオキシンが人体に与える影響やそのメカニズムについて科学的・医学的知見が追いついていなかったからであるが、仮に当初から相当な認定基準が定められていれば、被告は原告らに損害賠償責任を負うべき関係にあったはずであるのに、認定基準が不適切で、その点について原告らに何らの落ち度もないのに、結果として除斥期間が満了してしまい、被告が本来負うべき責任から解放されるのは相当ではない。また、被告は旧認定基準に基づいて油症認定された患者らと別訴で争っているのであるから、もはや被告の不法行為の事実を明白であって、被告にとっての立証上の困難という問題は生じえないし、この事件のように損害発生メカニズムが訴訟時に明らかでない場合、科学技術の進歩によってそれが解明された暁には、被害の重大さに鑑みて認定基準が緩和されるかもしれないことを被告は予想すべきであり、もう賠償請求されないであろうという信頼も保護に値するとはいえない。他方、本件の原告らはカネミ油症事件発生から 36 年経過した 2004 年ようやく油症と認定された者であり、認定以前に費やした多額の治療費等の損害をすべて被害者に自己負担させるのは、その期間の長さ・被害の深刻さからして被害者にあまりにも酷であるとともに、現在の科学的・医学的知見に基づけば同じ油症患者と認定される者でありながら、旧認定基準を満たす者とそうでない者とで救済の内容に大きな不公平が生じることになる点で妥当ではない。

そして、被害者にとっての権利行使の現実的可能性については、判旨の
いうように、旧認定基準によると油症と認定されない事実は、訴訟活動に
おける立証上の困難性を意味するだけであって、形式的には提訴を阻止す
る事情とはなりえないが、実質的には提訴を不可能ならしめる十分な事情
となりうると考える。上述したように、PCBが油症を発生させる科学的メ
カニズムもその治療方法もはっきりしなかった事件発生当時において、し
かも、油症認定を受けた患者が1970年に提訴した訴訟においてすら、原告
側敗訴の可能性を抱えながら、紆余曲折の末、1986年によく和解にこ
ぎ着けたという裁判状況を目にすれば、油症認定を受けられない被害者が
勝訴できる可能性は客観的に極めて低く、油症によって肉体的にも経済的
にも追い詰められている被害者が、勝訴の見込みのない訴訟に時間と費用
を投下することはほとんど考えられないことである。判旨は、こうした被
害者の現実を全く無視したものといえ不当である。

以上に示したとおり、除斥期間の満了によって、損害賠償請求権から解
放される加害者の利益、損害賠償請求権を失うことになる被害者の不利益、
加害者の不法行為の態様、被害者による権利行使の現実的可能性を総合的
に考慮すると、本件は「除斥期間制度の適用の結果が、著しく正義、衡平
の理念に反し、その適用を制限することが条理にもかなうと認められる場
合」にあたるといえることから、本件においては除斥期間の適用は排除さ
れるべきである。

なお、本件では問題とされていないが、ダイオキシン被害の特徴はその
発生の遅延性にあるといわれ、カネミ油症事件直後の症状はそれほど重く
なくても、時間の経過とともにダイオキシンの発がん性によりがんで死亡
するという例もみられるようである。この点、潜在的進行的損害で、かつ、
いつどのように、どこまで症状が進行するか分からないという点で、じん
肺症と損害の現れ方が類似することから、このような場合には、筑豊じん
肺訴訟判決を参考に、除斥期間の起算点を損害発生時（がん発症時）に遅

らせるという方法で被害者を救済することも可能であろう。

(2) 釧路地裁平成 25 年 4 月 16 日判決

① 事案と判決内容⁽¹⁴⁾

本件は、幼少期の性的虐待で心的外傷後ストレス障害 (PTSD) になったとして、30 代の女性が親戚の男性に対して約 3200 万円の損害賠償を求めたものである。この女性は、3 歳から 8 歳までの間に、被告の男性から繰り返し性的虐待を受けたと主張する。はじめは、頭を触る、服の上から胸を触る、おしりを触るという程度であったが、次第にエスカレートしていき、寝ている時に服を全部脱がされ、胸を触られるようになり、8 歳には強姦されたということである。女性はこうした性的虐待からまもなく PTSD を発症、2006 年に重度の鬱状態になり治療を開始したものの、性的虐待のことは誰にも告白できないでいた。その後さらに、被害の記憶が無意識に思い出され、もう 1 人の自分が見ていると感じる離人症などの症状があったため受診するようになった。2011 年になって、東日本大震災の津波の映像を見て、「死にたいとばかり考えていた自分が生きていて、一生懸命生きていた人たちが死んだ。過去と向き合い、納得できる人生を送ろうと目が覚めた」と、性的虐待のことを医師に告白したところ、幼少期の性的虐待が PTSD の原因であることが初めて分かった。男性と話し合いの場を持ったが反省はみられず、真実を明らかにしたいと同年 4 月に提訴したものである。

訴訟は、男性側が加害行為の一部を認めたため、損害賠償請求権の時効や除斥期間の起算点が主な争点となった。起算点については、男性側が、最後に加害行為があった 1983 年であり、既に請求権は除斥期間の満了により消滅していると主張したのに対して、女性側は、PTSD と診断され、

(14) 2013 年 4 月 14 日日本経済新聞朝刊 39 頁。

加害行為と被害の関係をはっきりと認識した 2011 年であると主張した。釧路地裁は、「女性は 6, 7 歳ごろ PTSD を発症し損害が発生していた」, 「除斥期間の起算点は最後のわいせつ行為があった 1983 年 1 月で, 既に 20 年以上経過している」として, 女性の請求を棄却したものである。

② 分析

本判決を分析するにあたっては, まず PTSD の内容と特殊性を把握しておく必要がある。

PTSD とは, Post Traumatic Stress Disorder の略であり, 心的外傷後ストレス障害と訳されている。PTSD 概念は, 1970 年代のアメリカにおいて, ベトナム帰還兵の心理的な障害や, 性暴力被害者の心理的な後遺症の研究を通じて発展してきたものであり, その診断基準としては, アメリカ精神医学会が編集する「便覧: 精神障害—その診断と統計」, 通称 DSM と, 世界保健機構が編集する「疾病と関連健康問題の国際分類」の中の, 「分類: 精神障害ならびに行動障害—その臨床記述と診断指針」, 通称 ICD がある。両者の違いは, ICD が, 「自然災害又は人工災害, 激しい事故, 他人の変死の目撃, あるいは拷問, テロリズム, 強姦あるいは他の犯罪の犠牲者となること」などの, 「ほとんど誰にでも大きな苦悩を引き起こすような, 例外的に著しく驚異的な, あるいは破局的な性質を持った, ストレスの多い出来事あるいは状況」を要件とするのに対し, DSM は以下で示すように, 個人生活レベルでも PTSD が生じうることを認める点にあるが, 現在の臨床実務では DSM が広く用いられているようである。DSM は, PTSD の原因であるストレス因子を A 基準で定め, 症状の特性を B~F 基準で定めているので, PTSD の内容を知るには DSM そのものを参照すればよい。DSM の診断基準は以下のとおりである⁽¹⁵⁾。

A. 以下の二つがともに認められる外傷的な出来事に暴露されたことがあ

ること

- (1) 実際にまたは危うく死ぬまたは重傷を負うような出来事を、一度または数度、あるいは自分または他人の身体の保全に迫る危険を、その人が体験し、目撃し、または直面した。
 - (2) その人の反応は強い恐怖、無気力または戦慄に関するものである。
- B. 外傷的な出来事が以下の一つ（またはそれ以上）の形で再体験され続けていること
- (1) 出来事の反復的、侵入的、苦痛な想起で、それは心像、思考、または知覚を含む。
 - (2) 出来事についての反復的で苦痛な夢。
 - (3) 外傷的な出来事が再び起こっているかのように行動したり、感じたりする（その体験を再体験する感覚、錯覚、幻覚、および解離性フラッシュバックのエピソードを含む、また、覚醒時または中毒時に起こるものも含む）。
 - (4) 外傷的出来事の一つの側面を象徴し、または類似している内的または外的きっかけに暴露された場合に生じる、強い心理的苦痛。
 - (5) 外傷的出来事の一つの側面を象徴し、または類似している内的または外的きっかけに暴露された場合の生理学的反応性。
- C. 以下の3つ（またはそれ以上）によって示される、（外傷以前には存在していなかった）外傷と関連した刺激の持続的回避と、全般的反応性の麻痺
- (1) 外傷と関連した思考、感情、または会話を回避しようとする努力
 - (2) 外傷を想起させる活動、場所または人物を避けようとする努力

(15) 米国精神医学会（APA）著、高橋三郎他訳「DSM-IV-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル新訂版」（2004年）。なお、DSMは19年ぶりに大改訂が行われ、2005年5月にはDSM-Vがアメリカで刊行されているが、日本語版はまだ刊行されていない。

- (3) 外傷の重要な側面の想起不能
 - (4) 重要な活動への関心または参加の著しい減退
 - (5) 他の人から孤立している，または疎遠になっているという感覚
 - (6) 感情の範囲の縮小
 - (7) 未来が短縮した感覚
- D. (外傷以前には存在していなかった) 持続的な覚醒亢進症状で，以下の二つ（またはそれ以上）によって示される。
- (1) 入眠，または睡眠維持の困難
 - (2) いらだたしさまたは怒りの爆発
 - (3) 集中困難
 - (4) 過度の警戒心
 - (5) 過剰な驚愕反応
- E. 障害（基準B，CおよびDの症状）の持続期間が1ヵ月以上
- F. 障害は，臨床的に著しい苦痛，または社会的，職業的，または他の重要な領域における機能の障害を引き起こしている。

現在では，日本においても PTSD という言葉が広く知られるようになり，特に阪神淡路大震災のあと関心が高まった。裁判上も，交通事故やセクシャルハラスメントの事案を中心に，PTSDに基づく損害賠償が争われるようになってきているものの，日本においてはまだ，PTSDに関する医学的判断基準や法的判断基準が十分に確立しているとはいえない状況にあり，判決の内容にはかなりのばらつきが見られる⁽¹⁶⁾。本件との関係でいえば，これまでのところ，幼少期の近親者による性的虐待を原因として発症した PTSD についての判例は見当たらないようである。厚生労働省の調査によると，全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は平成23年度において599919件であり，10年前と比べて5倍に増加しているが，このうち性的虐待は1460件で全体の2.4%を占め，また虐待を受けた子供の

年齢は小学生が 36.2%と最も高い⁽¹⁷⁾。もっとも子供に対する虐待は顕在化しにくいことから、実際にはもっと多くの虐待が発生しているものと推測される。幼少期に受けた性的虐待は、その体験がトラウマとなって被害者に残るため、被害者のその後の人格形成や人生に深刻な影響を及ぼすケースが少なくないことは、一般に知られているところであるから、上述した性的虐待の件数に照らしてみれば、これを原因として PTSD に罹患している被害者は少なくないものと思われ、この手の裁判はもっと存在しているはずである。しかしながら、性的虐待という加害行為の態様からすれば、それを第三者に申告すること自体が非常に勇気のいる行為である上に、加害者が近親者であれば、身内の恥を曝すことになることから、提訴にまで至る被害者はほとんどいないのであろう。また、大抵子供は「自分に責任がある」と思いやすく、性的虐待を受けた子供が、近親者がおかしいことを訴えることは、自分自身を訴えることと同じになるため、多くの子供は自分が受けた被害について話すことはないといわれており⁽¹⁸⁾、本件の被

(16) PTSD を巡る判例状況については、松本克美「PTSD 被害と損害論・時効論」立命館法学 288 号（2003 年）35 頁以下参照。そのほか、PTSD と損害賠償を巡る法律問題を検討したものとして、矢澤久純「外傷後ストレス障害（PTSD）とそれに対する損害賠償—心的要因が損害に与しているケースの解決のための一視座」中央大学大学院研究年報 29 号（1999 年）111 頁、杉田雅彦「交通事故と PTSD—損害賠償請求訴訟における PTSD の動向と問題点（上）（下）」判タ 1010 号 72 頁、1013 号 55 頁（1999 年）、山口茂樹「心的外傷後ストレス障害と損害賠償請求訴訟」判タ 1088 号（2002 年）8 頁、同「不法行為に起因する PTSD 等の精神疾患と損害賠償責任（一）～（三）—間接損害論・損害範囲論の一掃納的考察—」都立大法学会誌 42 巻 2 号 43 頁、43 巻 1 号 229 頁、2 号 57 頁（2002～2003 年）などがある。

(17) 厚生労働省・厚生統計要覧（平成 24 年度）第 3 編 社会福祉 第 2 章 児童福祉・母子福祉 第 3-15 表「児童相談所における対応件数（虐待相談）年度別」。

(18) パメラ・D・シュルツ著、颯田あきら訳「9 人の児童性虐待者—NOT MONSTERS」（2006 年）。

害者のように、自分の置かれた苦しい状況が幼少期の性的虐待によるものであることを、長い間客観的に認識できないでいるケースが多いように思われる。

法的観点から PTSD による被害の特徴として挙げられるのは、第一に、時の経過によっても自然消滅せず、被害が継続している場合が少なからずあるということ、第二に、PTSD の症状には事件を思い出すようなことを回避しようとするものがあり、こうした回避症状に打ち勝ち、事件当時の恐怖を再体験することなしに、民事裁判を起こすことはできないため、被害内容の重い、また症状の重い PTSD の場合ほど、裁判までのプロセスに耐えられない可能性が高く、あるいはこうしたプロセスに至るまでに相当の時間がかかること、これが近親者による幼少期の性的虐待になると、被害が一層潜在化するため、裁判に至るプロセスには更に時間がかかることになること⁽¹⁹⁾、第三に、トラウマが強く日常生活に支障をきたすため、精神的損害が財産的損害をもたらす点で、通常不法行為における精神的苦痛が精神的損害として慰謝料の対象としてのみ考慮されているのと質的に異なることである⁽²⁰⁾。

ここで、本判決に話を戻そう。この事案において、被害者が除斥期間の満了前に権利行使できなかった原因は、自らに生じている損害が何に起因するものであるのかを知らなかったことにある。通常不法行為においては、加害行為が行われるのとほぼ同時期に損害が発生するため、被害者は自身に生じた損害が他者の加害行為に起因するものであることを容易に認識でき、従って自らが望めばいつでも加害者に対して損害賠償請求権を行使することが可能である。また、遅発性の損害や加害者不明の場合には、

(19) 宮地尚子「PTSD 概念を法はどう受け止めるべきか」ジュリ 1227 号（2006 年）2 頁。

(20) 松本・前掲注 16・68 頁。

直ちに権利行使ができないものの、724 条前段がその起算点を「損害および加害者を知った時」としていることから、このような状態のまま消滅時効は進行しないし、20 年以上たった後に損害が発生するケース、あるいは加害者不明のまま 20 年が経過してしまうケースは非常に稀であって、こうした場合には例外的に除斥期間の適用を制限することにより不当な結果が回避されてきた。しかしながら、本件のような「幼少期の性的虐待」という加害行為の態様と PTSD という損害の特殊性から、被害者は性的虐待を加害行為として認識することができず、それゆえ自身に生じた精神的損害が個人の心的素因や環境要因に基づくものであるのか、それとも他者による加害行為によるものであるのかの判別もできないことが多く、大人になり過去のつらい記憶に直面できる環境が整った場合ようやく、自身に生じた精神的損害が他者の加害行為に起因するものであることを認識できるのである。そうすると、この種の不法行為においては、構造的に、被害者の権利行使が可能になるまでに長い時間を要することになるから、被害者が損害賠償請求権を行使しようと決意した時点では既に 20 年が経過しているという事態は必ずしも稀でないことになるのであって、本件はまさにこの点が正面から問題となったケースである。ところが、724 条前段が、その起算点を「損害及び加害者を知った時」として被害者の認識可能性を問題にしているのに対して、同条後段が「不法行為の時」と定めていることからして、後段は被害者の認識可能性に関係なく、加害行為時から客観的に進行する期間であると解するのが一般的である。そうであるとすれば、本件のように被害者が損害の原因が何かを知らず、従って自らが不法行為の被害者であることすら認識できないでいる場合でも、除斥期間は進行を始め、20 年が経過すれば権利は消滅してしまうことになる。本判決はこのような原則的な考え方に従って被害者の請求を否定したものであるが、加害行為や損害の特殊性を全く考慮しておらず、不当であるように思われる。また、裁判官にとっては、除斥期間を形式的に適用すれば、内容

に立ち入って実体判断を下さなくても、時の経過の一事により請求の可否を判断することができる。上述したように、PTSD 被害については、その医学的判断基準も法的判断基準も十分に確立したものとなっていないことから、除斥期間を適用すればこうした厄介な問題も回避することができる。とあって、本判決となった可能性は否定できない。仮にそうであるとすれば、到底是認することはできない。

では、本件の被害者を救済するために、いかなる方法が取り得るか。まず、本件における加害行為や損害の特殊性からして、除斥期間の適用を制限する3つの方法のうち、第三の方法は可能な限り避けるべきであると考ええる。上述したように、幼少期の性的虐待により発症したPTSDの場合には、被害者の権利行使が可能になるまでに長い時間を要し、それゆえ、他の不法行為とは異なり、定型的・類型的に除斥期間の適用制限の必要性が生じることになる。しかしながら、第三の方法は、個別具体的な事情を斟酌しながらアドホックに適用制限を検討する手法であるから、あくまで限られた例外的場合に採用されるべき方法であって、定型的・類型的に発生することが予想される本件のような事案には適当ではない。

そこで、まずは第一の方法により除斥期間の適用制限ができないか考えてみよう。本件との関係で援用可能性があるのは159条である。同条は「夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から6ヵ月を経過するまでの間は、時効は完成しない」と規定する。これは、夫婦関係の継続中は、相互の間で権利を行使することは事実上困難であることを理由とするものであり、例えば不貞行為による慰謝料請求権の除斥期間は婚姻解消まで停止することになる。本件のように、近親者によって性的虐待を受けた場合には、加害行為が性的虐待というスキャンダラスな内容であり、不法行為として訴え出るとは身内の恥を外部に曝すことになることから、当事者のみならず親族全体を巻き込む問題となり、権利行使は實際上困難を極めることが容易に予想されるのであって、この

点、権利者の置かれている権利行使の困難な状況は、159 条の想定する状況と類似する。そこで、159 条の法意に照らして 724 条後段の効果は生じないものと解することができるように思われる。

このような発想は、2001 年のドイツ時効法改正条文にも表れている⁽²¹⁾。§ 208 条は、前段において、「未成年者の間の性的自己決定権の侵害を理由とした請求権の消滅時効は、債権者が 21 歳に達するまで停止する」と規定する。これは、児童の性的虐待については、それを親が知ったとしても加害者に配慮したり、スキャンダルを恐れたりして容易に提訴できないうちに時効が完成してしまうことが多いので、被害者の権利を保護するためにこのような停止事由を定めたのだと説明されている。ちなみに、§ 208 の後段は、夫婦間の性的自己決定権の侵害について、家族共同体を離脱するまで時効は停止する旨定めているが、これは日本民法 159 条が想定している場合であって、このような場合と未成年者に対する性的虐待が同じ条文にまとめられていることは、二つの事例に類似性があることの証左であるといえよう。

問題はどのような事由によって停止状態が解除されるかということである。159 条は夫婦関係の解消から 6 ヶ月の経過をもって時効が完成すると定めているが、親子関係や親類関係は原則として解消できるものではないから、関係の解消をもって停止状態の解除を導き出すことはできない。そうすると、永久に時効完成は停止されることになるが、時効停止の制度は停止する期間が短期間であることを想定しており、永久に停止を認めることは停止制度の趣旨を逸脱するばかりか、除斥期間制度の趣旨をも没却することになる。この点、先に示したドイツ時効法のように、性的虐待を受けた者が成人になった時を時効の起算点と考えるのは一つの方法である

(21) ドイツ時効法の改正一般については、半田吉信「ドイツ紙債務法現代化法概説」(2003 年) 参照。

う。本件の場合、被害者は30代であり、成人になった時を起算点とした場合、除斥期間は未だ満了していないことになる。ただ、このような解釈論を、現行の159条の文言解釈から導き出すことはかなり難しい。

次に、第二の方法についてはどうか。起算点を加害行為時以降にずらすことによって除斥期間の満了を回避する場合、蓄積型・遅発性の損害について損害発生時を起算点とするやり方と、継続的不法行為について不法行為終了時点を起算点とするやり方がある。この点、原告は6、7歳ごろPTSDを発症しており、この時点を損害発生時と捉えてこれを起算点とすると、除斥期間は満了してしまうことになる。また、本件における加害行為は、3歳から8歳まで継続的に行われているものの、8歳以降は行われていないため、最後の加害行為時を不法行為終了時としてこれを起算点とすると、やはり除斥期間は満了してしまうことになる。もっとも、原告に生じた損害は、現在まで症状が継続しており、しかもその症状は時を経るにつれて緩和しないばかりか、むしろ悪化をしている。加えて、原告の受けた損害は、加害行為を受けた時からの原告の人生全体を破壊するものであり、部分的に分断できない一体的損害である。これらの点を捉えて、被害の進行がやみ、損害全体が明らかになるまで、時効は進行しないと考えることができるのではないか。また、PTSDの典型的な症状の一つとして、外傷的出来事が様々な形で再体験されるというものがあり、本件の被害者も被害の記憶が無意識に思い出されるという症状を訴えている。これは、現実の加害行為は既に終了してはいるものの、被害者の心の中ではその被害体験が現在もなお繰り返されているのと同じである。こうした被害の特殊性を捉えて、被害者にとっては継続的不法行為が今なおやんでいないのであるから、時効は未だ進行を始めていないと考えることもできるのではないか。もっとも、これらの解釈論は、これまでの判例が示した手法から当然に出てくる帰結ではない。

以上の検討から、本件において除斥期間の適用を制限する方法はいくつ

か考えつくものの、いずれも幼少期の性的虐待による PTSD 被害の特殊性を踏まえて、既存の解釈論に改変を加えるものである。その意味で、本件のような不法行為は、民法はもちろん、これまでの判例が扱ってきたものとは異質の、新しいタイプの不法行為といえるのであって、既存の条文や解釈論では十分に対処することができない。ドイツ時効法のように、こうした不法行為について独自の規定を設けるか、あるいは除斥期間制度そのものを見直し、こうした不法行為にも対応できるようにするしかない。

5. 除斥期間制度のあり方について

ここまで 724 条後段の適用を制限する判例群を検討してきたが、元来、不法行為時から 20 年以上も経過した後によりやく損害賠償請求権が行使され、724 条後段の適用が問題となる事例自体、数としてそれほど多くないところ、その割に 724 条後段の適用を制限した判例は相当数出されているという現実がある。こうした現実から、724 条後段の存在意義に対して疑問が生じるのも当然のことである。こうした疑問は民法学者の間で少なからず共有されており、この疑問を解消するような形で債権法改正の議論も進められているようである。そこで、以下では、除斥期間制度の趣旨を再検討するとともに、724 条後段の今後のあり方について、債権法改正の議論を踏まえて考えてみたい。

権利者が時の経過によってその有していた権利ないし訴権を喪失するということは、権利者にとって大きな不利益であるとともに、社会的にみても、紛争の放置・潜在化を招くことになる。こうした問題性を正当化するために、消滅時効・除斥期間制度の存在理由として一般に挙げられているのは、①法律関係の早期安定、②立証・採証上の困難性の回避、③権利の上に眠る者は保護しないという考え方、④時の経過に伴う被害者感情の沈静化、⑤権利行使を受けなかった者が抱くところの、もう権利主張されな

いであろうとの信頼の保護，⑥訴訟経済上の要請，である。

まず，①については，20年という長期期間の趣旨を，法律関係の「早期」安定に求めることがそもそも違和感をぬぐえない。また，不法行為責任が果たされていない法的状態を保護することが法的安定性に資すると評価するのであれば，その安定性を法的に保護すべきこと自体の正当化根拠が必要であるところ，被害が生命，身体，健康に関わる重大被害である場合には，それを救済するという帰結に勝る法的安定性の価値はあるのか疑問であって，このような場合には，取引行為におけるのとは異なり，紛争の早期解決の要請は後退し，被害者の救済という要請が前面に出るべきである。②については，不法行為に基づく損害賠償義務の存在は請求権者が立証責任を負うから，時の経過による立証困難は請求権者，すなわち原告が負担するのであって，それでも提訴するというのだから，立証困難はここでは妥当しないし，時の経過による被告側の防御の困難性についても，原告側も共通の問題を抱えているのであるからイーブンであって，それほど重視すべき問題であるとは思われない。③については，除斥期間の適用制限が問題となる判例ではいずれも，原告は権利行使が不可能ないし困難な特別の事情を抱えているのであって，このような原告に対し，権利不行使を怠慢として非難することはできない。④については，20年以上たった後もなお提訴しようとする原告において，その被害感情が沈静化されていないことは明白である。⑤については，被害が生命，身体，健康に関わる重大被害である場合には，なぜこのような重大な被害を発生させた加害者が，もう賠償請求されないであろうという信頼の保護を要求できるのか疑問である。⑥については，除斥期間を適用すると，内容に立ち入って実体判断を下す必要はなくなるので，確かに訴訟経済にはかなうが，一方で社会的にみれば紛争の解決が非法化されて社会に潜在化，放置されるという問題を生じさせるのであり，こうした問題を無視してもなお，訴訟経済という価値が重視されるべきものであるといえるか疑問である。このように，逐

一検討してみると、除斥期間制度の趣旨は、その妥当性がかなり疑わしいものであることが分かる。

筆者はかつて、最高裁平成 21 年 4 月 28 日判決を分析した際、724 条後段を除斥期間と解することの是非を再検討する必要があることを指摘しつつも、一方で、平成元年以来、一貫して除斥期間説により 724 条後段を運用してきた判例実務は無視できないものであり、また、724 条後段の法的性質論は同条の適用制限に必ずしも連動しないことから、除斥期間説を是とする前提の下に 724 条後段の適用制限のあり方について検討した。そして、判例にみられる適用制限の手法にその射程を狭める意図が見受けられることから、適用制限があくまで例外的措置に留められるよう、その要件論としては、158 条や 160 条の法意から導き出されるところの「権利行使の期待不可能性」という要素のみならず、「権利者の権利不行使に対する義務者の関与」という要件を付加すべきことを主張した⁽²²⁾。しかしながら、今回取り上げた二つの地裁判決にこの要件論をあてはめた場合、後者の要件を充足することができず、被害者保護は図れないことになる。カネミ油症訴訟については、国内最大の食品公害であることや、認定基準の策定に国が関与していることから、被害者救済の要請が特に強いということを理由に、後者の要件を外すことはできるであろう。現に、最高裁平成 10 年判決（予防接種禍集団訴訟）はこの要件を付していない。しかしながら、幼少期の性的虐待による PTSD 訴訟については、こうした特別の考慮が働かない。かといって、つらい PTSD の症状を抱えながら、自分自身の世界観を回復するために、法が正義を取り戻してくれることを期待し、法に訴えようと努力する被害者を、時の経過という一時によって切り捨てるべきではない。こうした被害者を救済するためには、724 条後段そのものを見直すしかないと考える。

(22) 久須本・前掲注 1・85 頁以下。

現在、債権法改正作業が進められているが、724条後段の問題についてのどのような議論状況となっているのかみてみよう。民法学者からなる民法（債権法）改正検討委員会が2009年3月に取りまとめた最終報告書⁽²³⁾は、債権時効の原則的な起算点と時効期間につき、客観的起算点（債権の一般的行使可能時）から10年という比較的長期の時効期間と、主観的起算点（債権の現実的行使期待可能時）からの比較的短期（3年～5年）の時効期間の組み合わせを提案し、不法行為による損害賠償債権についてもこれが妥当するとしながらも、生命、身体、名誉その他の人格的利益に対する侵害による損害賠償債権については別に規定を設け、客観的起算点から30年、主観的起算点から5年ないし10年と、期間を長期とすることが提案されている。その理由は、次のように説明されている。「生命・身体・名誉等の人格的利益に対する侵害の場合には、被害者たる債権者は、通常の生活を送ることが困難な状況に陥り、物理的にも、経済的にも、精神的にも平常時と同様の行動をとることを期待することができない状況になることがあり得る。そのような場合にも、債権者に、債権の発生原因と債務者を知ったならば事実関係の曖昧化防止措置を講じることができるはずであるし、他者に負担をかけないようにそれを速やかにすべきであるとするのは、適当ではない。他方で、債務者は深刻な被害を他人に生じさせたのであるから、他の場合に比べて強度の負担や不安定に曝されることになっても仕方がない。また、このような場合には、取引社会の安全の保護を背後に退かせてもよいであろう。」なお、右説明は、客観的起算点からの債権時効期間に必ずしも妥当しないが、「人格的利益に対する侵害が被害者に非常に深刻な事態を生じうることに鑑みると、この被害者は債権者一般よりも厚遇されてよい」として、殺人罪等の死刑にあたる罪の公訴時効期間（25年。

(23) 民法（債権法）改正検討委員会編「詳解 債権法改正の基本方針Ⅲ 契約および債権一般(2)」166頁以下。

刑訴 250 条)も考慮して、客観的起算点からの債権時効期間を 30 年としたということである。この報告書によると、不法行為による損害賠償債権について時効期間に関する特則として定められた 724 条は廃止され、すべてが消滅時効として処理されることになるが、但し、損害賠償が問題となる場合のうち、生命、身体、健康等の被害についてのみ、より長期の時効期間が特則として設定されることになる。

一方、法制審議会民法(債権関係)部会は「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」を平成 25 年 3 月に発表しているが、これによると、債権の原則的な時効期間と起算点については、権利を行使することができる時から 5 年という甲案と、権利を行使することができる時から 10 年という時効期間を維持した上で、「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時(債権者が権利を行使することができる時より前に債権発生の原因及び債務者を知っていたときは、権利を行使することができる時)」から 3 年～5 年という時効期間を新たに設け、長短二重の期間を設定する乙案が提案されている。そして、不法行為に基づく損害賠償請求権については、その起算点と期間について、724 条と同様、損害および加害者を知った時から 3 年、不法行為の時から 20 年が維持されているものの、いずれの期間も消滅時効期間であることが明記されるとともに、生命・身体(又はこれらに類するもの)の侵害による損害賠償請求権の消滅時効については、それよりも長期の時効期間を設けるものとする²⁴⁾とされている。この提案内容は、原則的な時効期間と起算点について、一元化の提案が併記されている点、724 条を債権時効の特則として残している点で、先に示した民法(債権法)改正検討委員会の最終報告書とは異なる。法制審議会における議論状況²⁴⁾として、724 条後段を除斥期間とする考え方については、時効中断が認め

²⁴⁾ 法務省民事局参事官室「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理の補足説明」(2013 年)75 頁以下。

られないなど被害者の救済が不十分となる恐れがあるため時効期間であることを明確にすべきである点に異論はなく、また、生命・身体等の侵害に対する不法行為に基づく損害賠償請求権の時効期間について、被害者は通常の生活を送ることが困難な状況に陥り平常時と同様の行動が期待できない状況になることから、原則的な時効期間よりも長い期間とする必要があるという点についても異論はなかったが、時効期間の長期化を検討するにあたって、証拠散逸や記憶の曖昧化などの懸念があることも踏まえた検討をすべきという意見や、対象範囲に関して、生命、身体、健康以外の人格的な利益に対する不法行為をも対象とすることに慎重な意見や、行為の重大性、行為者の故意・過失の態様など、被侵害利益とは異なる基準によって対象を限定すべきであるとの意見が出されている。また、724条を存続させることに対しても疑問を呈する意見が出されている。

債権法改正を巡る議論状況をみる限り、724条後段について除斥期間説が放棄されることはほぼ確実である。また、これまで724条後段の適用制限が問題となった判例は、いずれも被害者に生命、身体、健康等の損害を生じさせる不法行為の事案であるから、こうした場合について特則を創設することで、時効制度が被害者救済の障害とならないよう配慮されているといえる。こうした流れに筆者も賛成である。気になるのは、生命・身体等の侵害に対する不法行為に基づく損害賠償請求権について、どれだけの期間が設定されるかである。民法（債権法）検討委員会では30年という期間が提案されているが、中間試案では具体的な期間が明示されておらず⁽²⁵⁾、長期化に伴う懸念も示されているところであって、20年を消滅時効期間と定めれば中断が可能となるので、時効期間そのものを長期化する必要はないのではないかという意見もある。仮に30年という期間が設定された場合、本稿で扱った事案では被害者救済が図られることになるが、一般論として幼少期の性的虐待によるPTSD被害を考えると、被害者は少なくとも成人するまで実質的な権利行使ができないことに鑑みれば、例えば小学生

の頃に性的虐待を受けた被害者には、成人後 16 年から 22 年の実質的な権利行使可能期間が与えられることになるところ、これは生命・身体等の被害を受けた一般の被害者に保障されている権利行使期間 30 年よりも短くなる。また、PTSD 被害の特殊性から、被害者に権利保存措置を要求することは難しく、時効中断を活用することも期待できない。この種の事例において被害者に十分な権利行使期間を確保するため、その他の不法行為事例を含めて広く一般的に 40 年、50 年といった期間設定をすることも考えられなくもないが、こうした特別な配慮を要するのはこの種の事例に限られるから、この種の事例に限った例外的措置を定めることで対処したほうがよい。この点、中間試案における時効停止規定の議論ではまったく検討されていないが、ドイツ時効法のような性的虐待に特化した時効停止規定を我が国においても創設することを検討すべきである。

なお、PTSD 被害について時の経過による門前払いを受けることがなくなつたとしても、PTSD 被害を既存の法律構成にどのように組み込んでいくかを巡って理論的問題はなお山積しているといえる。この点に関する研究はもっと深められなければならない。

(25) 前掲注 24 の補足説明では、比較法的考察から、20 年ないし 30 年の期間が例として挙げられている。ドイツにおいては、生命、身体、健康又は自由の侵害に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間を作為、義務違反又はその他損害を惹起する出来事から 30 年間とする特則が置かれている。フランスにおいては、人身損害に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間を 10 年間とし、拷問、野蛮行為、暴力又は未成年者に対する性的侵害に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間を 20 年間とする特則が置かれている。